

公益財団法人アジア・アフリカ文化財団

令和4年度 事業計画

(令和4年4月～令和5年3月)

はじめに

令和4年度は、例年同様、アジア・アフリカ図書館（社会教育事業）・専門学校アジア・アフリカ語学院（学校教育事業）の運営、人材交流（国際交流事業）及び技能実習生受入れ（国際協力事業）などの事業を行う。なお、約二年続いたコロナ禍により、当法人の事業は大幅な規模縮小を余儀なくされた。令和4年度は、留学生・実習生の来日を前提に事業の回復に努めたい。加えて、オンライン対応などコロナ禍で始めた新たな取り組みを拡充する。

社会教育（アジア・アフリカ図書館）事業

令和4年度は“利用される図書館”を目指す。所蔵資料の再整理を通じて資料価値の明確化を行い、インターネット等IT技術を活用することで利用対象者の拡大を図る。

(1) アジア・アフリカ世界の言語・文化・社会に関する蔵書収集及び閲覧・貸出し

- 「郭沫若文庫」や『改造日報』などの貴重資料及び個人文庫などの準貴重資料はこれまで限られた範囲でのみ公開を行っていた。これら資料について再整理を行い、ウェブサイトなどを通じて広く公開を行う。
- リニューアルオープンから直近までの来館者の動態調査結果に基づき、開館日・開館時間を改める。また利用方法も全面的に改める。

(2) アジア・アフリカ世界の言語・文化・社会に関する文化講座の開催

一般の人々を対象とした「アジア・アフリカを知る集い」を開催する。開催方法は従来の対面式には拘らずオンライン形式も適宜活用する。

(3) アジア・アフリカ世界の言語・文化・社会に関する調査・翻訳の受託

レファレンスを含めた調査・翻訳の依頼に対応する。

(4) 三鷹市が「三鷹市立南部図書館みんなみ」を運営するための施設の貸与及び運営への協力

- 郭沫若文庫の所蔵品を三鷹市立南部図書館に無償貸与し、同図書館が市民向けに公開する際、調査研究や展示企画等に協力する。
- 図書の閲覧・貸出しに関する協力関係を強化する。

- 当館を利用する一般市民を念頭においたアジア・アフリカ世界の理解の促進に資する資料の収集を行う。
- 三鷹市立南部図書館主催または同図書館関連団体が主催する国際理解の促進に係る事業の企画及び実施に協力する。

(5) その他

- 『アジア・アフリカ図書館だより（第8号）』を刊行する。
- 当館閲覧室内における企画展示を実施する。
- 図書館調査協力者の拡充を図る。
- 法人公式ウェブサイトの図書館ページを全面的に改訂する。

学校教育（アジア・アフリカ語学院）事業

令和4年度は、第一にコロナ禍により激減した専門課程日本語学科の新規入学者の回復を目指す。次に前年度から開発を進めていたオンラインによる遠隔教育用のプラットフォーム「Educast（エデュキャスト）」を稼働させる。

また、令和4年度における特別な活動として、文化庁が行う「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」に参画する。

なお、令和4年度は、アジア・アフリカ語学院開校60周年、日本語学科開設50周年の節目の年であることから、日本人と留学生双方を対象とした同窓会を秋に開催する予定である。

(1) 日本語ならびにアジア・アフリカの言語・文化・社会に関する教育

① 学校教育法第124条に基づく専修学校専門課程の教育

日本語学科（全日制1～2年、定員140名）

外国人学生を対象とした日本語教育及び卒業後の進路指導（進学指導・就職指導）を行う。コースは従来の「進学1年コース」、「同1.5年コース」及び「同2年コース」の3コースに加えて、令和4年度は日本での就職を目標とする「一般1年コース」を新規に開講する。学生募集については、まずは日本留学の希望者が多い東アジア地域での募集に注力し、他の地域については内外の情勢を踏まえて募集を行う。

日本語教育学科（全日制2年、定員20名）

日本人と外国人学生双方を対象に日本語教師養成を目的とした教育を行う。

韓国語学科及びインド語学科（全日制1年、各定員20名）

日本人を対象とした学科。令和4年度の開講は見送ることにしたが、令和5年度の開講に向けて募集に努める。

② 上記専修学校の附帯教育及び別科

a) 個人・法人・自治体・国の機関を対象とした社会人教育

一般社会人を対象としたアジア・アフリカ諸言語の講座や文化講座を対面またはオンライン形式で実施する。また、企業・官公庁など法人を対象とした語学研修は従来同様、各法人からの依頼に応じて企画・実施する。なお、前年度から始まったミャンマー人技能実習生候補者に対する渡日前の日本語研修（オンライン形式）は令和4年度も継続して実施する。また、新たに外国人児童生徒の父兄を対象とした生活日本語講座及びビジネス日本語講座（いずれもオンライン形式）を実施する。

b) 在日外国人子弟に対する日本語教育及び学習支援

文部科学省が定義する「日本語の習得を必要とする外国人児童生徒」を主たる対象とした日本語習得及び教科の学習支援を行う。令和4年度は、前年度に試行した日本語学習と日本の社会・文化について学ぶ「子ども日本語教室」を継続して開講する。

(2) 学生寄宿舍の運営（自己所有及び借り上げ宿舎の運営）

外国人学生寄宿舍「有朋館（ゆうほうかん）」と「青雲公寓（せいうんこうぐう）」の運営と学校周辺の貸し物件を借り受けて留学生に提供する。

国際交流事業（人材交流活動）

令和4年度は、コロナ禍で始めたオンラインによる異文化体験の提供を継続する。なお、外国人が日本で就労できる在留資格「特定技能」に係る活動について、本交流事業における新たな活動のひとつとすべく事業化を目指す。

(1) アジア・アフリカ世界と日本の人々を対象とした異文化体験の提供

アジア・アフリカ世界の教育関係者及び日本留学希望者を日本に招くプログラムは新型コロナウイルス感染症に係る水際措置の状況に応じて企画・実施の判断を行う。一方、前年度から始めた東アジア地域在住の日本留学希望者を対象としたオンライン講座「日本留学進学指導」等については、令和4年度も継続して実施し、講座内容の多角化と対象地域の拡大を目指す。

(2) アジア・アフリカ世界と日本の教育者・技術者などを対象とした人材交流の実施 ならびにこれに係る職業紹介

アジア・アフリカ世界及び日本における人材募集の情報を収集し、効果的な人材のマッチアップについて試行する。なお、ここ数年、調査・検討を行ってきた在留資格「特定技能」に係る職業紹介や支援業務活動について、令和4年度はこれらの活動を事業化すべく公益目的事業の変更認定申請を行う。

国際協力事業（外国人技能実習生受入れ活動）

令和4年度は、コロナ禍により激減した1号技能実習生の受入れの回復を目指す。

(1) 技能実習生に対する職業紹介・受入れ・講習の実施及び技能実習生の実習実施機関に対する指導と監査

- 一般監理事業の許可を受けた監理団体として技能実習法に基づいた適正な実習監理事業を行う。
- 入国後講習実施場所として美浦研修センターの運営を継続する。
- 前年度に計画するもののコロナ禍により実現できなかった配属済みの実習生を対象とした日本語のフォローアップ教育について、令和4年度はオンライン形式で試行する。
- 新たな提携送出し機関（ベトナム、ミャンマー）からの実習生受入れを促進する。

(2) アジア・アフリカ世界の日本語教育機関に対する日本語教師の派遣を含めた日本語教育並びに運営に係る支援

- 海外で日本語教育に携わる日本語教師（日本人、外国人を問わず）を対象とした日本語教授法に関するワークショップをオンライン形式で試行する。

以上